

ふるさとだより

2015年6月

社会福祉法人 聖フランシスコ会

ふるさとの家

〒557-0004 大阪市西成区萩之茶屋3-1-10

Tel 06-6641-8273

Fax 06-6641-8215

〔郵便振替 00930-2-50858〕

E-mail: cs-furusato@jasmine.ocn.ne.jp



ふるさとの家を支援して下さる皆さんへ

5月31日の日曜日に、教会では「マタイによる福音」(28:16-20)の最後の言葉が読まれました。

「あなた方は行って、すべての国の人々を弟子にしなさい：父と子と聖霊の御名によって洗礼を受け、私がある方に頼んでおいたことを、すべて守るように呼びかけて下さい」

私は、その言葉を聞いて、皆さんのことを思い出しました。あなた方は、イエズス先生の弟子になっている。すなわち、イエズスにみならって、父と子と聖霊のやり方を実現している。

一般的に、与えることはえらいことで、受けるよりはましだと、理解されている。与える人はえらいと言われ、受ける人はかわいそうと思われる。

しかし、イエズスは、神様を交わりとして紹介して下さい。神様は、固定した存在ではなく、生き生きとした交わりです。つまり、与えることによって与えられ、受けることによって受け入れられるのです。

与えることは思いやりで、受けることは感謝という人間関係は、人間の社会を作り上げる根本的な交わりです。もてなし、すなわち何も自分のものとしめない態度は、神の本質であると、イエズスが教えて下さったと思います。

活動している皆さんは、与えることによって謝恩を受けている。

イエズスが教えて下さった祈りの中に、それが現れている。

宇宙万物の中におられ、我々の親である神が尊重されますように。

その生き方がすべての国で守られますように。

その思いやりがすべての人に現れますように。

という生き方を勧めて下さいました。私には、支援して下さい皆さんの心の中に、その神の姿が見えるようになっていきますので、感動と感謝の念に堪えません。まことにありがとうございます。

佐久のカトリック教会に於いて。

ふるさとの家代表者 ルカ ホルスティング

住民投票が反対票多数により都構想を断念し、政界引退を表明した橋下市長。投票結果が出るまでマスコミでも世間でも大阪市民ではない人が楽しみだとか大阪が変わることを期待していると意見を言っているのを聴くたびに自分のところで言うてくれと。そして敗北宣言をする橋下市長の笑みを浮かべての記者会見にマスコミなどは見事、すばらしい、すがすがしいなど言って称えた。そしてどの年代がどちらに入れたかの出口調査などを紹介し、若者は賛成が多かったが、年寄りが反対したからこういう結果になったということ強調しはじめた。いやいや大阪市の財政を見直すといって年寄りのバス・地下鉄の無料パスを有料化したり、100円の赤バスを廃止したり、こどもの家の助成金を減らしたり、市民の交流の場を廃止したりと使わない人になくてもいいものだが、ぎりぎり生活している人にとっての足代わり、居場所、娯楽などことごとく廃止していった。改革が全て悪いわけではないと思うが使えるものがなくなったり、不便になったりを実感している人がこれ以上の改革で使えるものが減ることは困ると訴えた結果ではないのでしょうか。しかし住民投票に7億円賭けて民意を問い、負けたのだから敗北の負け惜しみで感情を取り繕って笑わんと泣いてもいいんちゃう。



2階から

堤 年弘

「一強多(他)弱」政権のもとで

四月に、10知事、市町村長、道府県市区町村議会議員などの統一地方選挙があり、結果は予想通りと言うか、自民党系保守派候補などの圧勝に終わりましたが、30%に当たる27人の市長が無投票で当選したとかは、民主主義の根幹に関わる様に思われます。投票率も50%前後と相変わらずですが、来年夏以降有権者の年齢が18歳となる予定で、初めて高校三年の何割かも参院選の投票に加わることになり、これを機会に周りの大人も意識を変え、学校などでも改めて選挙の意義を考え、学習の場を設けて欲しいと思います。

この度の地方選挙で、関心の深かったのは札幌市長選でした。事実上、民主などの推薦で秋元 克弘 元副市長と自民推薦の総務省官僚であった本間 奈々で争われた。本間氏は一昨年、保守系団体の集まりで「生活保護者は遺伝するとか、世襲制だと言われている。要は生活保護受給者のご家族の多くの子どもたちは、やっぱりまた生活保護を貰うような状況に入ってしまう」更に政令都市で、札幌市が大阪市について生活保護受給率が高いことを指摘して「大阪市ってのは掃き溜めになっている部分がありまして(釜が崎を指しているのだろうか)、京都とか奈良とか近隣の人を引き受けているというのがあるんです。」これ等のことが、動画サイトに出たりしたので、本間氏は貧困の連鎖のことを遺伝と言ったのは良くなかったなど弁明

はされました。事実を確かめもしないで、上からの目線でものを言う首長が誕生することになれば堪ったものではありません。幸いと言うか今回、本間氏は6万4千票の大差で落選しました。一地方行政の長の選挙結果だとは言え、自民党の人選に奢りの一面があったのではないのでしょうか。

今や安倍内閣は国政で多数の支持を得ているとして、新しい動きをおこしています。教育の面では、中学校などの教科書での編集指針や検定基準に日本政府の見解があればその事柄を書き入れるよう求めています。時の政権は揺れ動く筈だから、政府見解など当然代わるものです。そのような、政府見解など押し付けてよいのでしょうか。

つぎに国旗・国歌の問題です。1999年8月国家・国旗に関する法律が公布、即日施行されました。既に96年、公立学校の教育現場において文部省の指導で、日の丸の掲揚・君が代斉唱が事実上義務化されていました。反対派は憲法19条が定める思想良心の自由に反すると主張しています。99年国旗・国歌の法制化にあたり、当時の小渕首相は、国旗の掲揚などの義務づけは考えていないと明言しました。しかしその後は旧文部省指示通りすすめられました。2011年6月大阪府は、職員に君が代の起立斉唱を義務付け、全国初の条例を出しました。そして15年4月9日下村文科相は国旗掲揚していない国立大学に対して適切な対応を要請したいと表明しました。現状は文科省の調査で国立大学86校のうち、今春の卒業式で国旗掲揚したのは74校、国歌斉唱したのは14校です。この要請が強制に変わって行くのか、大学の自治への介入だとの声には交付金の削減で抑えようとする動きも予想され、自由な学問探求の場が、時の政権によって左右されるようなことになってはと危惧します。

4月に入って自民党の情報通信戦略調査会なる組織が、政権批判発言が放映されたとしてテレビ朝日とNHKの幹部を呼び出し事情聴取をしました。何の権限もない一政党が公然と呼び出したことは権力誇示に他なりません。このような政権与党の行動を許せば、本来、権力を監視批判する立場でもあるメディアの責任を全うすることは到底できません。呼び出しなど拒否すべきだと思いますが、逆に他の有力メディアに政府の提灯記事を専ら載せている社があったりするので、何が何だかわかりません。

さて、4月末安倍首相は、日本の首相としては初めて米上・下両院合同会議の言わば桧舞台で演説をさせて貰った訳ですから、アメリカに追随する内容にならざるを得なかったのでしょうか。アジア太平洋の米戦略を全面的に支持し、安保法案における自衛隊の活動範囲を地理的概念でなく機能とし、例えば、最近減額著しい米の防衛費、軍人数を日本が肩代わりするようなことも織り込まれているようです。しかもこの安保法案は日本の国会に法案も出していない段階で、アメリカに夏までには成立させると約束しているのです。まさに一強多弱政権の天下だから堂々と言えるのです。

また、訪米前から安倍首相が今夏出す「戦後70年談話」について、過去の首相談話に合致する形で歴史問題に取り組むよう米政府高官から求められていたので、致し方なくと言うか今回の演説の中で、アジアに対して自らの行いが、アジア諸国に苦しみを与えた事実から目を背けてはならない。この思いは歴代総理と全く変わるものではないと付け加えざるを得ませんでした。但し植民地支配と侵略に対する謝

罪と反省の言葉はありませんでした。5月にはいって187人の米の日本研究家が安倍首相に大胆に慰安婦問題の解決をと呼掛けがありました。

歴史修正主義者の安倍首相は、以前に侵略の定義は定まっていなと主張していましたが、きっちり過去と向き合わないまま「戦争法」をつくり数に頼って「粛々と戦争のできる国へと歩を進めていくのでしょうか。

これからは憲法審査会で討議を本格的に始め、自民党としては多くの党が必要としている緊急事態や環境権、財政規律の新設などで、まずお試し改憲をする。2回目以降改憲がなれた段階で、即ち2段階改憲で9条改正など本来の目標を達成しようとしています。

現在の憲法改正の賛否を問うアンケート調査によれば
賛成状況（14年末衆院選後、朝日新聞と東大谷口研究室共同調査）

憲法改正	賛成	衆院議員	84%	有権者	33%
	反対	衆院議員	10%	有権者	30%

15年憲法記念日前、郵送による有権者の改憲是非の意識調査（朝日新聞）によれば

憲法改正	賛成	43%
	反対	48%

97年以前は賛成が反対を上回っていた。

そして15年4月の時事新聞の安倍内閣についての調査で

安倍内閣の支持率は	45, 6%	(前月比 2, 1%減)
不支持率は	31, 5%	(前月比 0, 7%増)

15年3月のNHKの安倍内閣についての調査で

安倍内閣の支持率は	46%	(前月比 8%減)
不支持率は	37%	(前月比 8%増)

NHKの調査で安倍内閣を支持すると答えた人の42%が他の内閣よりよさそうだから、と今も低迷している民主党を比較想定しています。支持しないと答えた人の46%が政策に期待が持てない、を選んだのは経済効果を狙って鳴り物いりで宣伝している政策は、「アホのミックス」に終りそうだと考えたからでしょう。不支持者で19%の人が人柄が信用できないを選んでいますが、さもありません、親しい仲間内はともかく国会答弁などを聞いていて、安倍首相には人間味のある温かさ、親しみが感じられません。

多数決は民主政治の根本でしょうが、少数派の意見も尊重して、よい意見であれば当然取り入れなければならないでしょう。一人勝ちの政権が国民の信を得たとして行過ぎた政策に走らないでほしいものです。

(訂正します 前号2104年12月号のおたより3ページで1996年らい予防法が成立と書きましたが、らい予防法廃止が成立の間違いでした。肝心なところを間違えてしまいました。ごめんなさい。指摘を下された支援者の方に感謝いたします。)





相談室より

本間 全

いわゆる「都構想」の住民投票が否決の結果となり、ほっとした。しかし、橋下市政で失われたものは多く、容易に元どおりにはならない。あのポピュリスト政治家が撒いた種は、行政組織・予算などに現実化してすでに動いている。何より、彼が体現する優勝劣敗の価値観がそれなりに多くの支持を得ている現実を目の当たりにさせられて決して楽観的な気分にはなれない。あのタレント政治家はしょせん操り人形で、これからも彼の代わりは出てくるし、また、彼が首長になる以前からの釜ヶ崎の問題の多くはおざなりにされたままだ。例えば釜ヶ崎の住民票の一斉削除が2007年になされ、それ以降、日雇い労働者・野宿生活者は住民票を置く場所がなく、選挙権を筆頭に様々な権利が奪われ「住民サービス」から排除されている。未だに何の手当てもされていない。

Mさんは60代の男性。長年釜ヶ崎で日雇い労働に従事してきた。50代後半から内臓疾患や腰痛に悩まされ、働くことが難しく、生活保護を受給した。去年冬、大家とのトラブルで家を出てしまい生活保護が廃止になって、寒空のした野宿をしている時に脳梗塞の発作に見舞われた。救急病院での治療とリハビリをうけたが、右半身の麻痺の後遺症は、ヘルパーなしでは誰もが心配する程度のものだった。本人の希望は居宅保護だったが、介護保健の認定調査を受けるためには現住所と合致する住民登録がないと難しい。福祉事務所は次のような方針を立て、Mさんもとりあえず納得した。一旦、救護施設に入所し、すぐに住民登録を行い介護認定の申請をする。ヘルパーさんが訪問できるよう準備しつつ、敷金支給をうけて居宅保護に移行する。「施設は嫌だ」という本人さんの希望を可能な限りかなえようとは思っているのだが、住民登録をしなければ介護保健のサービスを受けられない現状では、これしかないように思われた。

しかし、実際には、当初あてにしていた入所先施設がこの春に限って、とても混んでしまっていた。大阪市の「行政改革」の一環としての今池平和寮・あいりん寮の閉鎖に伴い、施設入所の空き待ちがこれまでに考えられないほど長くなってしまったのだ。Mさんは、療養型の病院で待機を余儀なくされた。相談室は病院の訪問を重ねて、焦るMさんの訴えを聞き、福祉事務所へ「なるべく早く施設入所を」と訴え続けた。この間に、却って脳梗塞の後遺症は増悪してしまった。先日ようやく入寮できたが、Mさんにとって、ヘルパーをつけられるようにして居宅保護になるまでこれから1~2ヶ月かかる。彼が失われた時間は取り返しがつかない。



居宅訪問という仕事

嶋田 ミカ

初めまして、1月からふるさとの家で働き始めた嶋田と申します。10年あまり前から、ボランティアとして居宅訪問をしてきましたが、この度スタッフとして働かないかと声を掛けていただきました。

私の仕事は、まず、データ整理から始めました。ふるさとの家の相談を通じて生活保護を申請し、居宅保護を受けた人のデータが2500名ほどあります。その中から亡くなった方や転居先が分からない方、居宅保護が終了した方を除いて、訪問が必要な方をピックアップすると約1000名。現在、その方たちを少しずつ訪ねています。

その中には、5年、10年以上、訪問できていなかった人もいます。お伺いしてみると「いやあ、ふるさとは世話になった」「来てくれて嬉しい」と喜んでくれる方もいれば、「何の用だ」「あまり関わりたくない」とおっしやる方などさまざまです。

どんな反応が返ってこようと、居宅訪問は大変重要な仕事です。釜ヶ崎ではドヤで生活保護を受けている方が、年間600人も孤独死しているといえます。こうした方を少しでも減らす手段が、居宅訪問なのです。

過酷な野宿生活から脱して晴れて居宅保護を受ければ、「めでたし、めでたし」ではありません。せっかく生活保護を受けても、人との繋がりや生きがいを持っていない人が多いです。酒やギャンブルにおぼれる人、不摂生で体を壊す人、多額の借金を背負い込んでしまう人、隣人や家主とのトラブルで失踪してしまう人も少なくありません。中には何日も誰とも口を利かない人、鬱や不眠に悩む人、早々に認知症になってしまう人も目立ちます。その根底には、これまでの社会の中で過酷に扱われてきたことによる、「自分なんて生きていても価値がない」という自暴自棄な思いがあるのです。

夜回りをしていると、ときどき70歳代以上の高齢者が野宿しているのに出会います。なぜ生活保護を受けないのだろうと、話を聞いてみると、酒や借金、家賃滞納などで、路上に戻ってしまったというのです。何度もそれを繰り返して、どこの区でも保護を受けにくい人もいます。日々の生きがいや社会的きずなを見出さない限り、酒やギャンブル依存などの問題から脱することは難しい。本人が生きる意欲を持たなければ、根本的な解決は望めないのです。

居宅訪問はそのための一つのきっかけに過ぎません。わずか10分程度の訪問で、その方の危機的な状況を読み取るのは難しい。私自身10年間居宅訪問をしていて、倒れて動けなくなっていた方を見つけて救出したという経験は一度だけ。訪問後日を経ずに失踪や亡くなるということもあり、「なぜ、あのとき気づいてあげられなかったのか」と何度も悔しい思いをしてきました。

それでも、継続的に生活や精神面のサポートを続けることが、社会的孤立を防ぐことに繋がると信じて、コツコツ訪問を続けていきたいと思います。人は衣食住だけで生きられるわけではないのですから…。



事務局より

☆ 2014 年度会計報告

(2014 年 4 月 1 日~2015 年 3 月 31 日)

単位：円

収入の部		支出の部	
前期繰越金	2,332,281	人件費	16,863,088
寄付金	12,656,302	活動費	5,038,332
受取利息	8,673		
雑収入	1,111,198		
積立資産取崩金	3,000,000		
	▲2,792,966		
合計	21,901,420	合計	2,190,1420

雑収入：バザー売上 売電 受入研修費

人件費：常勤 3、非常勤 3、退職 2

活動費：事業費（保健衛生費、教養娯楽費、水道光熱費等）

事務費（ボランティア交通費、通信費、消耗品費等）

▲ 赤字を表しています。

★ 寄付金控除について

社会福祉法人聖フランシスコ会ふるさとの家への寄付金は所得税、相続税の寄付金控除や法人税の損金算入など税制上の特別措置が認められています。詳細は国税庁のホームページ (<http://www.nta.go.jp>) でご覧いただけます。

※寄付金控除を受けるためには確定申告時に「領収書」が必要です。大切に保管していただくようお願いいたします。

ふるさとの家の 2014 年度は経済的に苦しい年になりました。が多くのボランティアさん、そして様々な形の支援によって維持、運営できました。改めてお礼申し上げますと共にこれからもよろしくお願いいたします。

藤井



ボランティア紹介

古井さん 今年 1 月よりボランティアに来ていただいている理学療法士で、今月(6 月)より月二回リハビリ訓練や呼吸器の相談などをしていただきます。

吉田さん 岡山より引越してこれ、毎週のバザーを手伝いに来ていただいています。丁寧で謙虚な方です。

中村さん 何かお手伝いしたいと相談室に来られたのでこの方もバザーを手伝っていただいています。

波多野さん 以前はふるさとの家が終わる時の掃除を手伝いに来てくれていましたが、最近は一階談話室の詰め所に入って来て、他のスタッフが他の仕事ができるようにサポートしてくれています。

小川さん 通称ジャンボさん、釜の仲間には有名人。車の運転や通院介助などしていただき力強い助っ人です。

ふるさとの家で必要なもの



- *特に不足しているもの 靴下 (男物)・かみそり・ライター・石けん・タオル
- 男性用の衣類(季節のものを) ・肌着 (パンツ・シャツ、新品を)
 - お菓子 (誕生日会に) ●お茶・コーヒー・クリーム・砂糖
 - ラーメン・特大どんぶり・箸 ●18~20cmの片手鍋 (それ以外は使えません)
 - 絆創膏 (バンドエイド) ●雨具 (カッパ・傘)
 - 洗剤 ●使いきりマスク ●大きめの紙袋
 - 運動靴(スニーカー)、大きいカバン (ボストンバック・リュック)
 - 毛布、寝袋 (10月~3月の間のみ、きれいなもの。布団は使えません)

注意

※ 食品は賞味期限内のものだけをお願いいたします。

布団、背広・コート・カッターシャツ、女性衣類、子ども衣類、季節に合っていない衣類、汚れていたり破れていて人に渡せないような衣類は、使えませんのでくれぐれもご注意ください。

その他、保管場所がありませんので、負担になるものはご遠慮ください。

下記のものは次の団体にお送りください。連帯して活動しています。

(ボランティアで運営されているため、礼状は出しておられません。ご了承ください。)

三角公園の炊き出しで使うもの

米、調味料 (化学調味料を除く)、日持ちのする野菜、乾物など。その他の物は、直接下記へお問い合わせください。

送り先：勝ちとる会

〒557-0003 大阪市西成区天下茶屋2-6-14

Tel 06-6634-8584

Fax 06-6643-8596

☆荷物についてのお願い☆

「日曜・祝日・隔週土曜日」は、ふるさとの家の休みとなっています。

宅急便などで荷物をお送りいただく際には、

月曜から金曜の午前10時半~午後5時までに届くように、お願いします。